

平成 29 年 3 月 8 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 1 号機における止水措置等の実施計画の報告について

当社は、平成 28 年 1 月 16 日に原子力規制委員会から発出された「北陸電力株式会社志賀原子力発電所 2 号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について（指示）」^{※1}に基づき、東海第二発電所及び敦賀発電所における原子炉建屋等への浸水に係る調査結果をとりまとめ、平成 28 年 1 月 26 日、同委員会に報告しました。

（平成 28 年 1 月 26 日お知らせ済）

その後、平成 29 年 2 月 8 日に原子力規制委員会から発出された追加指示^{※2}に基づき、止水措置対象となる敦賀発電所 1 号機の貫通部^{※3}への対応計画を本日、同委員会に提出しました。

敦賀発電所 1 号機の止水措置は、平成 29 年 3 月末までに完了する予定です。

また、止水措置が完了するまでの間は、外部からの浸水を監視するとともに、浸水に至るおそれがある場合には、これを防ぐ応急処置を実施します。

※ 1 原子力規制委員会からの指示事項

発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針に定める重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに当該安全機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器を内包する建屋についての貫通部から建屋内部への水の浸入を防ぐ措置の現況について、平成 28 年 1 月 26 日までに報告すること。

※ 2 原子力規制委員会からの追加指示事項

止水措置を実施していない建屋の貫通部について、速やかに止水措置を実施することにより、外部からの浸水に対する原子力施設の安全性を向上させること。止水措置の実施が完了するまでの間は、浸水を監視するとともに、止水に至る蓋然性が高い状況を検知したときは、これを防ぐ応急処置を実施すること。このための計画を策定し、平成 29 年 3 月 8 日までに報告すること。

※ 3 貫通部の止水措置以外で水の侵入を防ぐ措置をしているタービン建屋電線管貫通部 59カ所

当該電線管は、屋外地下部のケーブルトレンチからタービン建屋内に入った後、1階床面を貫通するように垂直に立ち上がっていることから、仮に屋外側の電線管開口部に雨水が浸入しても、その雨水がタービン建屋内に流入することはありません。

以 上